

農地中間管理事業について

1. 概要

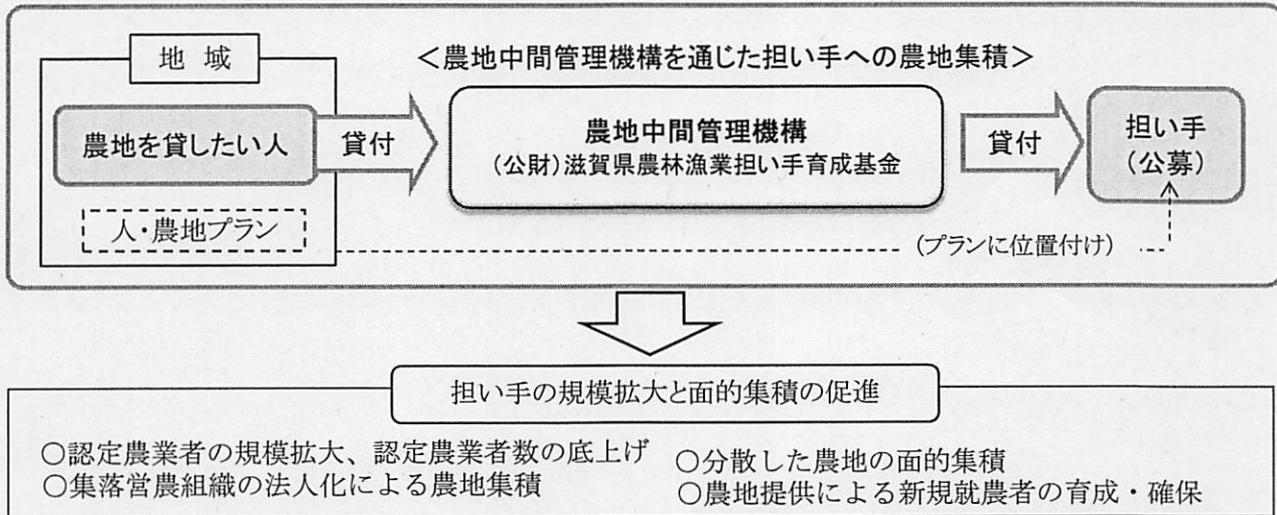
(1) 目的

農業経営の規模の拡大、耕作に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等を進め、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることにより、農業の生産性を高め、農業の競争力強化を目指すことを目的として、平成26年度から事業を実施している。

(2) 指定法人

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（平成26年4月1日指定）

(3) 仕組み



(4) 運営

(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金 機構本部 (4.5人)	地域窓口	地域	場所(職員数)	地域	場所(職員数)
		大津・南部	湖南地域農業センター内(2)	湖東	グリーンピアひこね内(2)
		甲賀	甲賀地域農業センター内(2)	湖北	湖北農業会館内(2)
		東近江	県東近江合同庁舎内(4)	高島	高島地域農業センター内(2)

※機構本部、東近江地域は、平成28年度から1名ずつ増員
※地域窓口の職員のうち1名は地域マネージャー

2. 平成26・27年度の応募・貸付状況

	借受希望 (受け手)		貸付申出 (出し手)		機構からの貸付		
	応募件数	借受希望面積	申出件数	申出面積	貸付件数	貸付面積	うち新規集積面積
平成26年度	692件	8,467ha	3,103件	2,037ha	303件	1,863ha	110ha
平成27年度	731件	6,665ha	3,375件	1,850ha	378件	1,749ha	495ha*

*うち新規集積面積：国の公表値をもって確定

～平成28年度に機構集積協力金の交付申請を予定されている方へ～

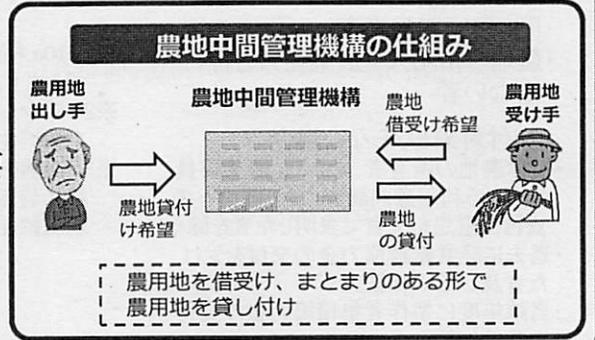
平成28年度の機構集積協力金の 交付基準(交付額、交付要件等)が変わります!

○交付基準について

機構集積協力金の交付の基となる国の「農地集積・集約化対策事業実施要綱」の改正(H28.3.30)を受け、県では交付基準(交付額、交付要件等)を定めました。

平成28年度における交付基準では、国の要件に追加する要件と予定交付単価は以下のとおり変わります。

なお、**予定交付単価**は、平成28年度の機構を通じた**新規集積農地面積**に応じて単価の調整を行う場合があります。



経営転換協力金の交付基準

○要件

- ・機構に農地を貸し付けた日の**1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作を行っている農地**

(ただし、麦・大豆等の期間借地等により本年度は耕作を行っていない所有権を有する農地およびH27年度は所有権に基づき自ら耕作しH28年度に限って特定農作業委託により適正な管理を行っている農地を含みます。)

年度	H28年度
予定交付単価	2.5万円/10a 以内 (1戸の上限は 70万円)

耕作者集積協力金の交付基準

○要件

- ・機構に農地を貸し付けた日の**1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作を行っている農地**

(ただし、麦・大豆等の期間借地等により本年度は耕作を行っていない所有権を有する農地およびH27年度は所有権に基づき自ら耕作しH28年度に限って特定農作業委託により適正な管理を行っている農地を含みます。)

年度	H28年度
予定交付単価	1.0万円/10a 以内

地域集積協力金の交付基準

○要件

- ・担い手(認定農業者、集落営農法人等)への**新たな集積・集約面積が5%以上増加する地域**

年度・区分	H28年度(予定交付単価)	
	担い手への新規集積農地面積	左記以外の面積*
2割超5割以下	1.5万円/10a 以内	0.5万円/10a (基準額)
5割超8割以下	2.1万円/10a 以内	
8割超え	2.7万円/10a 以内	

* 左記以外の面積：既に利用権設定されている農地または特定農作業受委託契約が締結されている農地

機構集積協力金と平成28年度における交付基準等について

① 経営転換協力金と交付基準について

1 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地の所有者

- ・農業部門の減少により経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人で農業経営を行わない者

<交付対象とならない場合>

- ・遊休農地の所有者。ただし、農業委員会が行う利用意向調査により機構への貸付け意思を文書で表明した者を除く。
- ・過去に経営転換協力金の交付を受けた者及びその相続人
- ・当該年度に耕作者集積協力金の交付を受けた者

2 交付要件

全て※1の自作地※2,3を10年以上機構に貸し付け、かつ、農地が機構から受け手に12月末までに貸し付けられること

※1 10a未満の自作地は除くことができます。

※2 減少した農業部門以外の作物を栽培する自作地を除きます。

※3 機構を介さず、新規に集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象

3 予定交付単価

年度	H28年度
予定交付単価	2.5万円/10a 以内 (1戸の上限は70万円)

4 交付額

予定交付単価 × 交付基準を満たす農地面積※4

※4 交付申請面積(合計面積)はa単位として、1a未満は切り捨て

5 交付基準

○国の交付要件と以下のいずれかの要件を満たす農地に限り予算の範囲内で交付を行います。

○要件

- ・機構に農地を貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作を行っている農地(麦・大豆等の期間借地等により本年度には耕作を行っていない所有権を有する農地を含みます。)
- ・平成27年度は所有権に基づき自らが耕作し、平成28年度に限って特定農作業委託により適正な管理を行っている農地

② 耕作者集積協力金と交付基準について

1 交付対象農地

- 機構の借受農地に隣接する農地
- 公表された借受希望者の経営する農地に隣接する農地(同時に交付申請される場合は、隣接する農地に隣接する農地も含みます。)
- 一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の農地

例

対象農地 a~c	A法人	b		機構
			a'	機構
	c	c		a

a: 機構の借受農地に隣接 (a': 隣接の隣接)
b: 公表された借受希望者(A法人)が経営する農地に隣接
c: 2筆以上隣接・接続する農地

2 交付対象者

自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者

3 交付要件

交付対象農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に12月末までに貸し付けられること

4 予定交付単価

年度	H28年度
予定交付単価	1.0万円/10a 以内

5 交付額

予定交付単価 × 交付基準を満たす農地面積※1 ※1 交付申請面積(合計面積)はa単位として、1a未満は切り捨て

6 交付基準

○国の交付要件と以下のいずれかの要件を満たす農地に限り予算の範囲内で交付を行います。

○要件

- ・機構に農地を貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作を行っている農地(麦・大豆等の期間借地等により本年度には耕作を行っていない所有権を有する農地を含みます。)
- ・平成27年度は所有権に基づき自らが耕作し、平成28年度に限って特定農作業委託により適正な管理を行っている農地

③地域集積協力金と交付基準について

1 交付対象地域

市町村内の「地域」
 ・「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと



「人・農地プラン」
作成地域が対象

2 予定交付単価

「地域」の農地面積に占める12月末時点における機構への貸付面積割合に応じて、下表の金額を乗じた額を交付

年度・区分 貸付割合	H28年度（予定交付単価）	
	担い手への 新規集積農地面積	左記以外の農地*1
2割超5割以下	1.5万円/10a 以内	0.5万円/10a (基準額)
5割超8割以下	2.1万円/10a 以内	
8割超え	2.7万円/10a 以内	

*1 左記以外の面積：既に利用権設定されている農地または特定農業受委託契約が締結されている農地

○地域集積協力金は、地域が市町・県と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる目的に使用することができます。

3 交付基準

○国の交付要件と以下の要件を満たす地域に限り予算の範囲内で交付を行います。

○要件

- ① 「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付け、12月末までに受け手に貸し付けられていること
- ② 担い手への新たな集積・集約面積(増加率)*注が5%以上となる地域を交付対象とします。

*注：新たな集積・集約面積(増加率)について

$$\text{増加率(\%)} = \frac{(\text{農地集積の増加面積}^{\ast 1}) + (\text{利用権交換による集約化面積}^{\ast 2})}{(\text{地域の農地面積})} \times 100$$

※1 機構への貸し付けにより、新たに権利設定される面積
 「非担い手」から「担い手」へ新たに賃借権設定された農地とします。
 「担い手」から「担い手」へ新たに賃借権設定された農地、特定農作業受委託契約(麦・大豆の期間借地等も含む)による農地の利用は、既に農地が集積しているものとして取り扱うことから「農地集積の増加面積」に算入しません。

※2 人・農地プランに基づき、地域の話合いにより担い手相互間または担い手・非担い手間で利用権の交換を行う場合の交換する農地面積

予定交付単価の調整方法等について

1 予定交付単価の調整方法

H28年度において機構での転貸面積に占める新規集積農地面積（県全体）に応じて予定交付単価の調整を行う場合があります。

(1) 予定交付単価を上げる場合（機構における転貸面積に占める新規集積農地面積が多い場合）

地域集積協力金における基準額を引き上げます。なお、その上限額は貸付割合毎の単価とします。

(2) 予定交付単価を下げる場合（機構における転貸面積に占める新規集積農地面積が少ない場合）

次の順序で予定交付単価の調整を行います。

- ① 地域集積協力金における基準額を8割まで引き下げます。
- ② 経営転換協力金および耕作者集積協力金における予定交付単価のうち「担い手」が貸付けた農地への予定交付単価をそれぞれ8割まで引き下げます。
- ③ 経営転換協力金および耕作者集積協力金における予定交付単価のうち「非担い手」が貸付けた農地、地域集積協力金における担い手への新規集積農地面積の予定交付単価をそれぞれ8割まで引き下げます。
- ④ 上記①～③による予定交付単価の調整を行っても交付要件を満たす者、地域に交付できない場合は、要件を満たす者、地域に交付できるまで上記の順序でさらに交付単価の調整を行います。

2 交付対象の選定方法

- 各市町では、平成28年度の耕作実態等の確認を行い、交付要件を確認して対象者を選定します。*
- 各協力金の申請を予定される方は、「貸付希望農用地等の機構への申出書」の提出に併せて、別に定める必要書類と耕作状況の分かる書類を提出していただくようお願いします。

用語の定義（国実施要綱に新たに定義された用語）

用語	定義
担い手	次のいずれかの経営体をいいます。 1 認定農業者 ① 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。)第12条第1項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体 ② 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人 2 認定新規就農者 基盤強化法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体 3 基本構想水準到達者 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体 4 集落営農経営 次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営 ① 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体 ② 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織
新規集積農地面積	以下の1から2を差し引いた農地面積その他農林水産省経営局長が特に認める面積をいいます。 1 1月1日から12月末日までの1年間に機構が担い手に賃借権の設定等を行った農地 2 1月1日から12月末日までの1年間に機構が担い手に賃借権の設定等を行った農地のうち、 (1) 機構に貸し付けられる日の前1年以内に担い手が所有権や賃借権等に基づく耕作又は特定農作業受託をしたことがある農地 (2) 機構から担い手へ賃借権の設定等を行っていた農地

【図：「新規集積農地面積」について】国の実施要綱の用語を図式化しています。

